

株式交付に係る事後開示書類

(会社法第 816 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 9 に基づく開示事項)

2022 年 10 月 3 日

株式会社ディー・エヌ・エー

2022年10月3日

株式交付に係る事後開示書類
(会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に基づく開示事項)

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社ディー・エヌ・エー
代表取締役社長兼CEO 岡村 信悟

当社は、2022年8月24日付で作成した株式交付計画書に基づき、2022年10月3日を効力発生日として、当社を株式交付親会社、株式会社アルム（以下「アルム」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行いました。

本株式交付に関する会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交付が効力を生じた日（会社法施行規則第213条の9第1号）

2022年10月3日

2. 株式交付親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第213条の9第2号）

(1) 会社法第816条の5の規定による請求に係る手続の経過

本株式交付は、会社法第816条の4第1項本文に規定する場合に該当することから、会社法第816条の5の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第816条の6及び第816条の8の規定による手続の経過

i. 反対株主の株式買取請求（会社法第816条の6）

当社は、会社法第816条の6第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項に従い、2022年8月26日付で当社の株主に対して、本株式交付を旨並びに株式交付子会社であるアルムの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に規定する簡易株式交付に該当するため、当社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はおりませんでした。

ii. 債権者の異議（会社法第816条の8）

該当事項はありません。

3. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）（会社法施行規則第213条の9第3号）

普通株式 155,000 株

4. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数及び当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債（株式交付親会社が株式交付に際して取得したものに限る。）の金額の合計額（会社法施行規則第 213 条の 9 第 4 号及び同項 5 号）

該当事項はありません。

5. 上記に掲げるもののほか、株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第 213 条の 9 第 6 号）

- ・ 当社は、会社法第 816 条の 4 第 1 項の規定に基づき、簡易株式交付の手続により株主総会の承認を受けずに本株式交付を行いました。なお、会社法第 816 条の 4 第 2 項の規定に基づき本株式交付に反対する旨を通知した当社の株主が有する議決権の数の合計は 1,315 個でした。
- ・ 当社は、株式交付子会社であるアルムの普通株式の譲渡人である坂野哲平との間で、本株式交付に関して、2022 年 9 月 16 日付で、会社法第 774 条の 6 に定める総数譲渡し契約を締結いたしました。
- ・ 本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。
 - (1) 資本金の額：金 0 円
 - (2) 資本準備金の額：会社計算規則第 39 条の 2 に従い当社が別途定める額
 - (3) 利益準備金の額：金 0 円
- ・ 当社が本株式交付において交付した株式は、その全てが当社の自己株式であり、新たな株式の発行は行われておりません。

以上

